

湯沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 9 月
秋 田 県 湯 沢 市

【目次】

I はじめに

1 策定の経緯	1
---------	---

II 対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
(1) 柔軟な対応	4
(2) 発生段階に応じた対応	4
(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策	5
(4) 市民一人一人による感染拡大防止策	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
(1) 国、県との連携協力	6
(2) 基本的人権の尊重	6
(3) 危機管理としての特措法の性格	6
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	6
(5) 記録の作成・保存	6
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
(1) 被害想定の方針	7
(2) 感染規模の想定	7
(3) 想定される社会的影響	8
5 関係機関の役割	10
(1) 国の役割	10
(2) 県の役割	10
(3) 市町村の役割	10
(4) 医療機関の役割	10
(5) 指定（地方）公共機関の役割	10
(6) 登録事業者の役割	10
(7) 一般事業者の役割	11
(8) 市民の役割	11

6	市行動計画の基本事項	12
(1)	実施体制	12
(2)	情報収集	16
(3)	情報提供・共有	16
(4)	予防・まん延防止	17
(5)	予防接種	19
(6)	医療	22
(7)	市民生活の確保	22

Ⅲ 各段階における対策

1	未発生期	23
(1)	実施体制	24
(2)	情報収集	24
(3)	情報提供・共有	24
(4)	予防・まん延防止	25
(5)	医療	25
(6)	予防接種	25
(7)	市民生活の確保	25
2	海外発生期	26
(1)	実施体制	26
(2)	情報収集	27
(3)	情報提供・共有	27
(4)	予防・まん延防止	27
(5)	医療	28
(6)	予防接種	28
(7)	市民生活の確保	28
3	県内未発生期・県内発生早期	29
(1)	実施体制	29
(2)	情報収集	30
(3)	情報提供・共有	30
(4)	予防・まん延防止	31
(5)	医療	31
(6)	予防接種	31
(7)	市民生活の確保	32

4	県内感染期	33
	(1) 実施体制	33
	(2) 情報収集	33
	(3) 情報提供・共有	34
	(4) 予防・まん延防止	34
	(5) 医療	35
	(6) 予防接種	35
	(7) 市民生活の確保	35
5	小康期	36
	(1) 実施体制	36
	(2) サーベイランス・情報収集	36
	(3) 情報提供・共有	36
	(4) 予防・まん延防止	37
	(5) 医療	37
	(6) 予防接種	37
	(7) 市民生活の確保	37
	参考資料	38
	用語解説	39
	住民接種の優先順位の考え方	45

I はじめに

1. 策定の経緯

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行されたことにより、同法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が平成 25 年 6 月 7 日に策定された。

秋田県においても、新型インフルエンザの発生による健康被害や社会的・経済的被害を最小限にとどめ、県民の安全・安心を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 10 条に基づく感染症の予防のための具体的な対応方針や実施体制などを定めた「秋田県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、国に準じた数次の部分的な改定を行ってきたが、このたび、特措法第 7 条に基づく法定計画としての都道府県行動計画の策定が義務付けられたことから、県における対策の強化を図るため、政府行動計画に基づき、新たに「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

そこで、特措法第 8 条に基づき、湯沢市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示し、本市全体の体制を整備するため、「湯沢市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するもので、「政府行動計画」及び「県行動計画」に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

○感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

○感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、新型インフルエンザ等に関する最新の化学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて見直しを行う。

更に、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に

変更を行う。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

Ⅱ 対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、感染拡大の恐れのある新型インフルエンザが発生すれば、市民の生活や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として具体的な対策を講じていく必要がある。

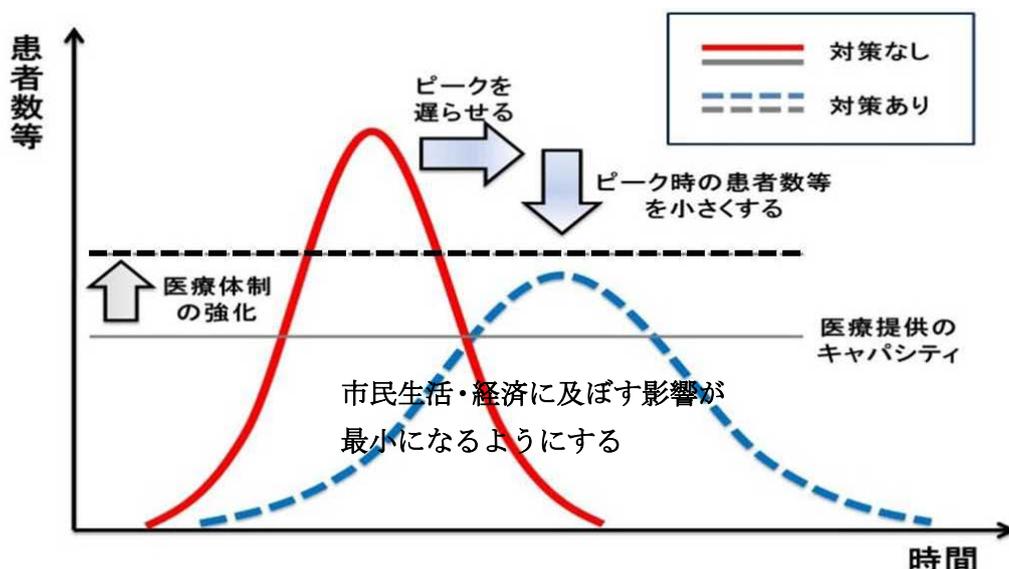
○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持に努める。

【対策の効果 概念図】



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、病原性が低い場合も含め、様々な病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる必要がある。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特性、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行う。

イ 海外発生時

- ・新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・市への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせる。

ウ 県内未発生期、県内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り押さえることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力する。
- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりの対策を講ずることができないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・ すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員のり患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(4) 市民一人一人による感染拡大防止策

- ・ 事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・ 特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発症した場合、公衆衛生対策がより重要である。

【発生段階ごとの状態】

発生段階 (国)	発生段階 (県)	状 態
未 発 生 期	未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内(市内)発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追える段階
国内感染期	県内(市内)感染期	県内で新型インフルエンザ等の接触歴が追えなくなった状態
小 康 期	小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県との連携協力

- ・国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療機関の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。
- ・新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウィルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要が無いことも在り得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の相互調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- ・ 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合は、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・ 国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値をおくが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要としている。
- ・ 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境などの多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・ 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の国内、県内及び市内の医療体制、衛生状況等により異なる場合がある。
- ・ 被害推定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ 新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

- ・ 現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、秋田県では次のように想定される。

ア 医療機関を受診する患者数（全人口の25%がり患する場合）

- ・ 約 207,500 人～約 107,900 人と推計。

イ 入院患者数及び死亡者数（上限の推計値 20.8 万人とした場合）

① 中程度（アジアインフルエンザ並みの致命率 0.53%）の場合

- ・ 入院患者数：上限約 4,400 人（人口比 0.4%）
- ・ 死亡者数：上限約 1,400 人（人口比 0.1%）

② 重度（スペインインフルエンザ並みの致命率 2.0%）の場合

- ・ 入院患者数：上限約 16,600 人（人口比 1.6%）
- ・ 死亡者数：上限約 5,300 人（人口比 0.5%）

ウ 入院患者の発生分布（全人口の25%がり患し、流行が8週間続く場合）

① 中程度の場合

- ・1日あたりの最大入院患者数は4,400人（流行発生から5週目）、死亡者数は1,400人

②重度の場合

- ・1日あたりの最大入院患者は16,600人、死亡者数は5,300人

エ（参考）秋田県におけるインフルエンザ（A/H1N1）2009の状況

- ・入院患者数：552人
- ・死亡者数：2人

(3) 想定される社会的影響

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【湯沢市想定患者数】

	人口	医療機関受診者数	入院患者数	死亡者数	1日当たり最大入院患者数	
					中程度	重度
秋田県	1,063,168	107,900~207,500	4,400~16,600	1,400~5,300	838	3,311
湯沢・雄勝	68,175	6,918~13,304	280~1,063	88~338	52	211
湯沢市	49,232	4,996~9,608	203~768	64~245	38	153

【各医療圏・市町村別想定患者数（人口割）】

	人口	医療機関受診者数	入院患者数	死亡者数	1日当たり最大入院患者数	
					中等度	重度
秋田県	1,063,168	107,900 ~ 207,500	4,400 ~ 16,600	1,400 ~ 5,300	838	3,311
大館・鹿角	116,429	11,815 ~ 22,722	481 ~ 1,817	151 ~ 579	90	361
大館市	77,182	7,833 ~ 15,063	319 ~ 1,205	101 ~ 384	60	240
鹿角市	33,381	3,387 ~ 6,515	138 ~ 521	43 ~ 166	26	103
小坂町	5,866	595 ~ 1,144	24 ~ 91	7 ~ 29	4	18
北秋田	37,568	3,812 ~ 7,331	154 ~ 585	49 ~ 186	29	116
北秋田市	35,010	3,553 ~ 6,832	144 ~ 546	46 ~ 174	27	109
上小阿仁村	2,558	259 ~ 499	10 ~ 39	3 ~ 12	2	7
能代・山本	87,423	8,870 ~ 17,060	360 ~ 1,364	112 ~ 434	67	270
能代市	57,621	5,847 ~ 11,245	238 ~ 899	75 ~ 287	45	179
藤里町	3,729	378 ~ 727	15 ~ 58	4 ~ 18	2	11
三種町	18,192	1,846 ~ 3,550	75 ~ 284	23 ~ 90	14	56
八峰町	7,881	799 ~ 1,538	32 ~ 123	10 ~ 39	6	24
秋田周辺	411,696	41,779 ~ 80,349	1,700 ~ 6,425	538 ~ 2,049	321	1,278
秋田市	321,783	32,657 ~ 62,802	1,331 ~ 5,024	423 ~ 1,604	253	1,002
男鹿市	31,110	3,157 ~ 6,071	128 ~ 485	40 ~ 155	24	96
潟上市	33,858	3,436 ~ 6,608	140 ~ 528	44 ~ 168	26	105
五城目町	10,145	1,029 ~ 1,980	41 ~ 158	13 ~ 50	7	31
八郎潟町	6,359	645 ~ 1,241	26 ~ 99	8 ~ 31	5	19
井川町	5,289	536 ~ 1,032	21 ~ 82	6 ~ 26	4	16
大潟村	3,152	319 ~ 615	13 ~ 49	4 ~ 15	2	9
由利本荘・にかほ	110,048	11,167 ~ 21,478	455 ~ 1,717	144 ~ 547	86	342
由利本荘市	83,189	8,442 ~ 16,236	344 ~ 1,298	109 ~ 414	65	259
にかほ市	26,859	2,725 ~ 5,242	111 ~ 419	35 ~ 133	21	83
大仙・仙北	135,891	13,789 ~ 26,520	560 ~ 2,121	177 ~ 676	105	422
大仙市	86,175	8,745 ~ 16,818	356 ~ 1,345	113 ~ 429	67	268
仙北市	28,702	2,912 ~ 5,601	118 ~ 448	37 ~ 143	22	89
美郷町	21,014	2,132 ~ 4,101	86 ~ 328	27 ~ 104	16	65
横手	95,938	9,736 ~ 18,724	397 ~ 1,497	126 ~ 478	75	298
横手市	95,938	9,736 ~ 18,724	397 ~ 1,497	126 ~ 478	75	298
湯沢・雄勝	68,175	6,918 ~ 13,304	280 ~ 1,063	88 ~ 338	52	211
湯沢市	49,232	4,996 ~ 9,608	203 ~ 768	64 ~ 245	38	153
羽後町	16,160	1,640 ~ 3,153	66 ~ 252	21 ~ 80	12	50
東成瀬村	2,783	282 ~ 543	11 ~ 43	3 ~ 13	2	8

※端数処理のため合計は一致しない。

(人口：平成24年10月1日現在)

5. 関係機関の役割

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸外国その他の諸外国との国際的な協力を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第 18 条の規定による国の基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）に基づき、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対策が求められる。

(3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民へのワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の構築を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、

それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染症対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

(7) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数のものが集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。

特措法 32 条による緊急事態制限が行われた場合は、施設の使用制限や催物開催宣言など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染症対策を実践するように努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

特措法 32 条による緊急事態宣言が行われた場合は、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための協力要請に協力する。

6. 市行動計画の基本事項（主要7項目）

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するために、以下の7項目に分けて計画を立案する。

（1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、全市的な危機管理の問題として、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となって取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁内では「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という。）を開催し、事前準備の進捗状況を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった推進をする。総務部や福祉保健部をはじめ、関係部局においては、近隣市町村や事業所との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

① 「湯沢市新型インフルエンザ等対策本部」

ア 市対策本部は、特措法第34条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長が設置する。

イ 市対策本部は、次の事項を所掌する。

- ・市対応策の決定等に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大防止と予防対策に関すること。
- ・政府対策本部及び県対策本部との連携に関すること。
- ・近隣市町村関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・医療体制（予防接種、医師会との連絡調整等）
- ・その他市対策本部において必要とする事項。

ウ 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。

- ・本部長 市長
- ・副本部長 市長が任命するもの
- ・本部員 副市長・教育長・消防長・各部長・各総合支所長
議会事務局長・総務課長・総合防災班長
- ・事務局 総務課・健康対策課

② 湯沢市新型インフルエンザ等対策連絡部

対策本部からの指示事項を的確に処理するため、市対策本部の下に連絡部を置く。

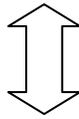
湯沢市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置

本部長：市長
副本部長：市長が任命するもの

本部長：副市長・教育長・消防長・各部長・各総合支所長
議会事務局長・会計管理者・総務課長・総合防災班長

事務局：総務課
健康対策課



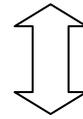
対策連絡部

市対策本部の設置要請に基づき設置

総務部長
福祉保健部長

各関係課長

事務局：総務課
健康対策課

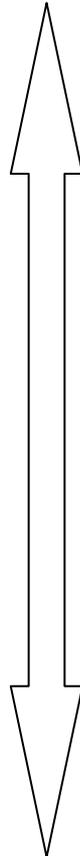


連携

健対策本部の設置要請に基づき設置

県（雄勝地域振興局）

現地対策本部



情報の共有・連携

近隣市町村対策本部

〈各発生段階の実施体制・対応〉

発生段階		県実施体制	県対応	市実施体制	市対応
未発生期		庁内連絡会議 地域保健連絡会議	発生に備えた準備、検討	庁内連絡会議	発生に備えた準備、検討
海外発生期		県対策本部 連絡部 庁内連絡会議 (現地対策本部) 地域保健連絡会議	厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表により、「 県内警戒宣言 」を行う。	庁内連絡会議 市対策本部 市連絡部	・情報収集、提供 ・感染予防対策の周知 ・電話相談窓口の設置 ・ワクチンの接種(プレパレンデミックワクチン)
国内発生 早期	国内未発生期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	国の国内患者発生の発表により、2回目の「 県内警戒宣言 」を行う。	市対策本部 市連絡部	・発生状況の把握 ・適切な情報提供 ・感染防止策、拡大防止策の徹底
	県内発生早期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	県内ではじめての患者(疑似症患者を含む。)の発生を確認した場合に、「 県内発生宣言 」を行う。	市対策本部 市連絡部	・電話相談体制の強化 ・ワクチンの接種
	県内感染期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	患者(疑い含む。)の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合等には、県内感染期への移行の発表を行う。 国において「 緊急事態宣言 」がされた場合緊急事態宣言がされた旨の発表を行う。(*「 県内緊急事態宣言 」の発表も検討) 患者の減少に至る時期の場合患者のピークを過ぎたこと等を確認した場合は、新興感染症部会の意見を聴き、その旨の発表を行う。	市対策本部 市連絡部	・業務継続体制への移行 ・市施設の閉鎖 ・市事業の中止、延期 ・学校の臨時休業 ・不要な外出、集会等の自粛要請 ・電話相談体制の拡充 ・ワクチンの接種 ・要援護者への生活支援 ・火葬の適切な実施と遺体安置所の確保
小康期		県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	国の小康期への移行の発表により、流行が収まった旨の発表を行う。	市連絡部 庁内連絡会議	・各制限、休業、自粛等の解除 ・第二波の早期探知と対応評価と見直し

〈市部局の主な対応〉

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政機能の維持に関する事 ・市民の生活支援に関する事 ・職員の感染・まん延防止に関する事 ・県の各部局からの情報収集に関する事 ・所管する会議・イベント等の調整に関する事 ・所管する施設の臨時休館等の調整に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部及び庁内連絡会議に関する事 ・県対策本部との連絡調整に関する事 ・市長、副市長の日程調整に関する事 ・全庁的な危機管理に関する事 ・広報、記者会見に関する事 ・職員の人事・服務に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・情報収集の総括 ・国・県への緊急要望に関する事 ・外国人への支援に関する事 ・緊急対策予算措置に関する事 ・市有施設の活用に関する事 ・公用車の利用に関する事 ・必要物品の調達に関する事
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事 ・火葬に関する事 ・市税等の徴収猶予及び減免に関する事
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事 ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・ワクチンの接種及び確保に関する事 ・市内幼稚園、保育所に関する事。 ・幼児の安全確保に関する事。 ・社会福祉施設に関する事 ・在宅要援護者の支援に関する事
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達、斡旋に関する事 ・農林畜産物の安定供給に関する事 ・企業活動の支援、自粛に関する事 ・中小企業に対する金融措置に関する事 ・宿泊施設等に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の維持・制限に関する事
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の安定供給に関する事 ・下水道の処理体制の確保に関する事

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校に関すること ・児童及び生徒の安全確保に関すること
各総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における対策の実施に関すること

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、随時、国・県からの情報を収集する。

新感染症が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報については、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に適宜適切に正確な方法を市民に発信し、誤った情報により社会混乱を招かないことが重要である。

適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図ることにより、いざ発生した場合市民が正しく行動することになる。誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任がないこと、個人レベルでの対策（咳エチケット、マスク着用等の感染対策の実践及び食料品、生活必需品等の備蓄）が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

また、関係機関等との連絡体制を整備し、迅速な情報共有を行うことにより、被害の拡大防止を図る。

○咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

〈方法〉

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。
- ・ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）でおさえて極力、飛沫が拡散しないようにする。（※前腕部で押さえるのは、他の場所へ触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。）
- ・呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはバック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。
- ・咳をしている人に、マスクの着用を促す。
マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

○個人での備蓄物品の例

- ・食料品（長期保存が可能なもの）の例
米、乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、各種調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）、インスタントラーメン、即席めん、缶詰、菓子類、育児用調製粉乳
- ・日用品、衣料品の例
マスク（不織布製マスク）、体温計、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）、常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏、ガーゼ・コットン、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、洗剤（衣類・食器等）・石鹸、シャンプー・リンス、紙おむつ、生理用品（女性用）、ゴミ用ビニール袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）、カセットコンロ、カセットボンベ、懐中電灯、乾電池

（４）予防・まん延防止

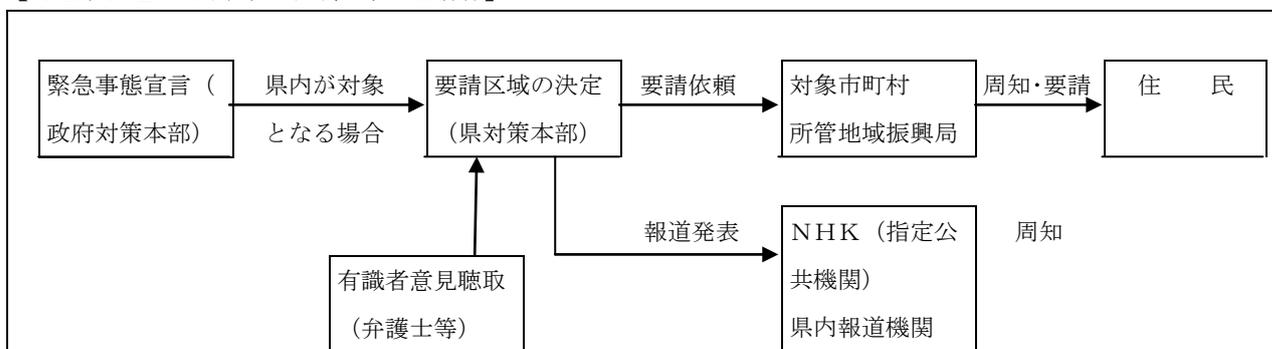
新型インフルエンザ等が発生した場合、その流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。

流行のピーク時の受信患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。

市民に対してはうがい、手洗い、咳エチケット、マスクの着用等基本的予防策の実施を呼びかける。

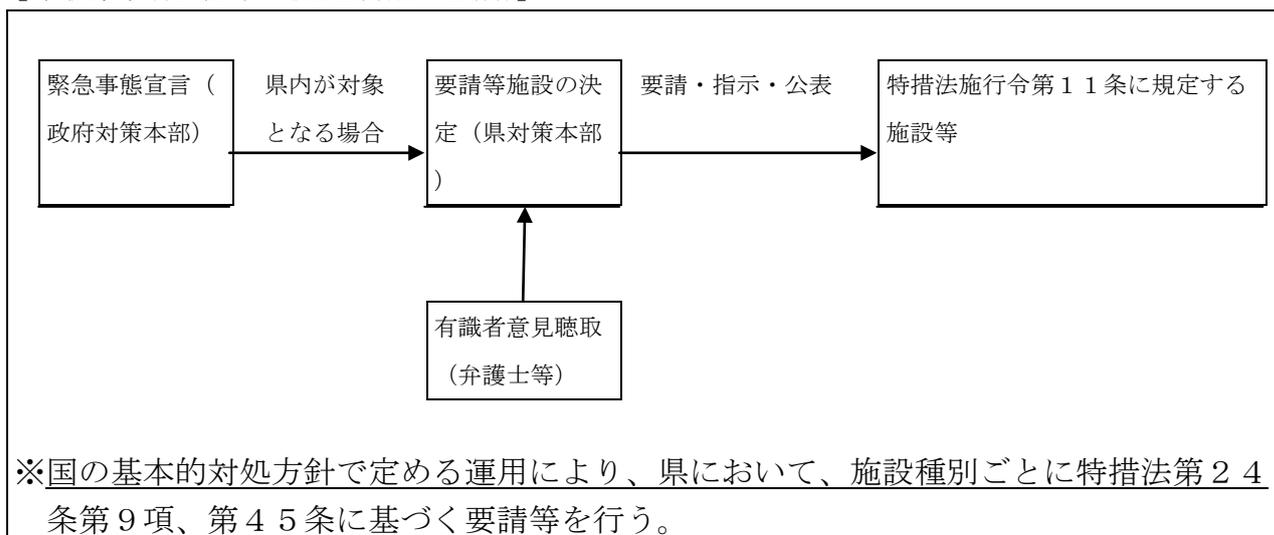
不要不急の外出や集会の自粛の要請や一部事業の自粛の要請等の対策を行い、社会活動における接触の機会を減らす。また、学校、保育所等では集団感染になる可能性が高いことから、必要に応じて臨時休校等を実施する。

【不要不急の外出の自粛等の要請】



※国の基本的対処方針で定める運用により、県において、特措法第45条に基づく要請を行う。

【学校、興行場等の使用制限の要請】



【施設の使用制限の要請等の対象となる施設（特措法施行令第11条）】

	種 別
1	学校 （幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）、幼保連携型認定こども園）
2	保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。） （保育所、児童館、認可外保育所、母子健康センター、生活介護事業を行う施設、短期入所事業を行う施設、重度障害者等包括支援事業を行う施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業を行う施設、就労移行支援事業を行う施設、就労継続支援（A型・B型）事業を行う施設、児童発達支援事業を行う施設、医療型児童発達支援事業を行う施設、放課後等デイサービス事業を行う施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、日中一時支援事業を行う施設、通所介護事業を行う施設、通所リハビリテーション事業を行う施設、短期入所生活介護事業を行う施設、短期入所療養介護事業を行う施設、特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）を行う施設、認知症対応型通所介護を行う施設、小規模多機能型居宅介護を行う施設、認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）を行う施設、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）を行う施設、複合型サービスを行う施設、介護予防通所介護を行う施設、介護予防通所リハビリテーションを行う施設、介護予防短期入所生活介護を行う施設、介護予防短期入所療養介護を行う施設、介護予防認知症対応型通所介護を行う施設、介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）を行う施設、地域支援事業を行う施設、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、複合型サービス福祉事業を行う施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、授産施設、ホームレス自立支援センター、放課後児童健全育成事業を行う施設）

3	大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校等
4	劇場、観覧場、映画館、演芸場
5	集会場、公会堂
6	展示場
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、衛生用品、燃料等、国民生活及び国民経済の安定確保のため必要な物品の売場を除く。）
8	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
9	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設、遊技場
10	博物館、動物園、水族館、美術館、図書館
11	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
12	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
13	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援事業を営む施設

※3～13の施設については、1,000㎡超の施設が対象となる。

新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

（5）予防接種

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、また、市内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第28条に基づく特定接種や特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民への予防接種を行う。

また、市は住民に対する予防接種について、「集団的接種」など円滑に接種を行う体制を構築する。

2. 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び

国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得るもの（登録事業者）は、次のとおりであり、政府行動計画において、具体的な登録事業者、公務員が示されている。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、政府行動計画において、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

事前に上記のような基本的な考え方により接種順位等が整理されるが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府対策本部において判断し、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や、亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが用いられることとなる。

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発症期から接種体制の構築を図る。

3. 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による臨時の予防接種を行うこととなる。

また、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

これらは、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

なお、住民接種の接種順位については、政府行動計画において特定接種対象者以外の接種対象者について、次の4つの群に分類されるとともに、状況に応

じた接種順位とすることを、基本的な考え方としているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型コロナウイルス等の病原性等の情報を踏まえて国において決定する。（p 45 参考）

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患により入院中又は通院中の者
 - ・妊婦
- 2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

4. 留意点等

「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において、総合的に判断し決定されることとなる。

また、県は予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

【特定接種・予防接種の概要】

	特定接種	予防接種	予防接種
根拠条項	特措法第28条	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
	医療の提供、生活及び経済の安定維持に寄与する者に対するプレパンデミックワクチンの接種 ※	一般住民に対する緊急事態宣言が行われた場合の新型コロナウイルスワクチンの接種	一般住民に対する新型コロナウイルスワクチンの接種
実施主体	国（登録事業者の業務従事者・国家公務員） 県（県職員）市町村（市町村職員）	市町村	市町村
対象者	登録事業者の業務従事者、国家公務員、地方公務員	住民（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者に分類）	住民（同左）

実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき（緊急事態宣言前にも実施）	緊急事態宣言が発令されている場合で、政府対策本部において必要と認めるとき	緊急事態宣言が行われていない場合で、厚生労働大臣の指示があったとき
実施内容	対策実施上の必要を考慮し、①医療関係者、②公務員、③指定（地方）公共機関等事業者、④その他事業者の優先順位を基本とするが、発生時には、基本的対処方針にて決定する	発生した新型インフルエンザ等の病原性や住民への健康被害の程度、地域生活・地域経済に及ぼす長期的な影響等を考慮し、接種順位を決定の上、実施	同左

※ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、発生した新型インフルエンザ等に対してプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになる。

（６）医療

海外発生期には、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地において「帰国者・接触者外来」が確保され、同時に「帰国者・接触者相談センター」が設置される。市は、この「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の周知を行うとともに市における「帰国者・接触者相談センター」の設置の準備を進める。

県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ患者等は感染症指定医療機関等に入院することになる。「帰国者・接触者外来」以外の医療機関でも患者が診られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えられる。

なお、患者数が大幅に増加し臨時医療施設を市施設に設置する場合も想定し、会場及び人員等の計画を策定しておくものとし、在宅療養の患者に対しても支援体制を整備しておくこととする。

（７）市民生活の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

Ⅲ 各段階における対策

発生段階ごとに、目標、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な事項を柔軟に選択し、実施する。

この対策については、病原性が強く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、感染症の特性を踏まえ、病原性が弱い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況

<目標>(ある程度)

- 1 新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備
- 2 新型インフルエンザ対策等の普及・啓発
- 3 国、県との連携した発生の早期確認

<主な対策>

- 1 新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定
- 2 新型インフルエンザ等の情報収集・提供
- 3 新型インフルエンザ等に備えた連携体制の確認
- 4 感染予防対策の周知
- 5 医療体制の整備状況の把握
- 6 支援を必要とする市民への生活支援体制の検討

1 未発生期

1－（1）実施体制

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 行動計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・特措法の規定に基づき、また、国計画及び県計画を踏まえ、市計画を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。 ・庁内に市計画及び関連情報を伝達し、情報の共有化を図る。 ・市職員が新型インフルエンザ等に罹患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の市職員が罹患した状況でも新型インフルエンザ等対策が十分に実施されるよう、また行政サービスの過剰な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。 ・県及び近隣市町村、関係機関と情報交換を行うとともに、連携・緊急連絡体制を整備する。 	総務課 健康対策課 各部局

1－（2）情報収集

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 発生情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、WHO（世界保健機関）等が発信する新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。 ・学校、幼稚園、保育所、老人施設等における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 農林課 教育総務課

1－（3）情報提供・共有

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ継続的な情報提供を行う。 ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 	総務課 健康対策課

1 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防とまん延防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどの基本的な感染予防対策の啓発を図る。 ・市の施設及び職場における感染予防策を職員に周知する。 ● 衛生資器材の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬、マスク等の備蓄及び業務に従事する職員の感染予防のための感染防護服の整備を図る。 	総務課 健康対策課

1 - (5) 医療

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置の準備協力や、感染症指定医療機関等での入院患者受入れ準備協力を行う。 ・市における帰国者・接触者相談センターの設置準備を行う。 	健康対策課

1 - (6) 予防接種

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・速やかにワクチンを接種するための体制を構築するとともにワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行う。 ・県や国と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 	総務課 健康対策課

1 - (7) 市民生活の確保

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の把握とともに、生活支援、搬送、死亡時等の対応の検討を行う。 ● 食料品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。 ● 遺体に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。 	総務課 福祉課 長寿福祉課 市民課 広域事務局 消防本部・署

2 海外発生期	
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザが発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況 <p>◎国による新型インフルエンザ発生公表⇒知事による「県内警戒宣言」</p>	
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内発生に備えた全庁的な体制の構築 2 新型インフルエンザ発生に関する情報収集の強化及び情報提供 3 県、湯沢保健所及び医療機関等、関係機関との連携確立 	
<p><主な対策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁内連絡会議の開催 2 新型インフルエンザの情報収集・提供 3 関係機関との連携体制の強化 4 感染予防対策の周知 5 電話相談窓口の設置 6 医療体制の整備状況の把握 7 ワクチンの接種（プレパンデミックワクチン） 8 支援を必要とする市民への生活支援体制の整備 	

2－（1）実施体制

具体的対策	担当
<p>● 対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会議において、県内発生に備え市新型インフルエンザ等対策本部設置の可否を検討する。ただし、国が緊急事態宣言を行った場合、県が対策本部を設置した場合には、速やかに対策本部を設置する。 ・市対策本部会議を必要に応じて開催し、発生に備えた準備を整える。 ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者市民に広く周知する。 ・引き続き、市職員が新型インフルエンザ等に罹患し、本計画が実行できなくなることがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。 	<p>総務課 健康対策課 各部局</p>

2 - (2) 情報収集

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 発生情報の収集 ・ 国、県、WHO（世界保健機関）等が発信する新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。 ・ 引き続き学校、幼稚園、保育所、老人施設等における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。 ・ 関係部署からの情報を共有する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 農林課 教育総務課

2 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への情報提供 ・ 新型インフルエンザの発生状況、基本的知識や標準予防策、受診方法等について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。 ・ 海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザの発生状況や個人が取るべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。 ● 相談窓口の設置 ・ 新型インフルエンザQ&A等を活用し、市民からの相談に対応できるよう電話相談窓口を設置する。 	総務課 健康対策課 市民課

2 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防とまん延防止策 ・ 引き続き、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどの感染予防対策の周知を図る。また、自分が患者になった場合の行動について理解促進を図る。 ・ 市内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設での感染予防対策の周知を図る。 ・ 事業所及び民間施設等に対し、感染予防対策を勧奨する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課 まるごと売場課

2 - (5) 医療

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療体制の整備 ・ 県と連携し発生国からの帰国者が相談する「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」の設置を周知する。 ・ また、必要に応じ帰国者や濃厚接触者の帰国者・接触者外来等への搬送に協力する。 ・ 県からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センターを設置準備する。 	総務課 健康対策課

2 - (6) 予防接種

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの接種 ・ 県や国、医師会と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、対象職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。 ・ 県と連携し、パンデミックワクチンを全市民が速やかに接種できるよう、具体的な準備を進める。 	総務課 健康対策課

2 - (7) 市民生活の確保

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者等への支援 ・ 新型インフルエンザ等流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の生活支援、搬送、死亡時等の具体的対応の検討を行う。 ● 食料品等の確保 ・ 市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。 ● 事業活動の自粛等 ・ 県からの要請に基づき、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集に努め、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備等、その周知をする。 ● 遺体に対する適切な対応 ・ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての準備を行う。 	総務課 福祉課 長寿福祉課 農林課 広域事務局 消防本部・署

3 県内未発生期・県内発生早期

3 県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態（県内未発生期） ・県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（県内(市内)発生早期） <p>◎ 国内患者発生の発表⇒知事による2回目の「県内警戒宣言」</p> <p>◎ 県内ではじめての患者の発生の確認⇒知事による「県内発生宣言」</p>	
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内（市内）発生に備えた全庁的な体制の構築 2 徹底した封じ込め対策による感染拡大の防止 3 適切な情報提供による混乱防止 4 関係機関と連携した対策の強化 5 医療体制の確保 	
<p><主な対策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザの発生状況の把握 2 感染防止策、拡大防止策の徹底 3 市民に対する適切な情報提供 4 電話相談体制の強化 5 医療体制の確保のための関係機関への協力 6 ワクチンの接種 	

3-（1）実施体制

具体的対策	担当
<p>● 対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされている場合、速やかに市対策本部を設置する。 ・市対策本部会議を開催し、具体的な対策を実施するとともに、市内発生に備えた準備を整える。 ・市対策本部会議を開催し、感染予防策及び拡大防止策を徹底する。（県内発生の場合） ・市職員が新型インフルエンザ等により患し、本計画が実行できなくなることはないよう十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。 	<p>総務課 健康対策課 各部局</p>

3 - (2) 情報収集

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザ等の情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況把握を強化する。 ・市内の宿泊施設で新型インフルエンザ発生地域からの宿泊客等がないかの情報を収集する。 ・市内事業所への感染予防対策の徹底呼びかけをする。 ・発生国への社員派遣会社からの情報収集をする。 ・関係部署からの情報を共有する 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 まるごと売る課 教育総務課

3 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民にリアルタイムに情報提供図る。 ● 学校等での対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況について、社会福祉施設並びに学校等において、園児・児童・生徒を通じて保護者等に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。 ● 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課

3 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防とまん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及徹底を図る。また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。 ・新型インフルエンザ発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、幼稚園、保育所の臨時休業、集会の自粛等、感染拡大を出来る限り抑えるための対策について周知を行う。 ・高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。 ● 集会等の自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、市が主催する催し物等各種行事を中止・延期する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力要請する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課 まるごと売る課

3 - (5) 医療

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・発生国からの帰国者が相談する「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」の設置を周知する。 ・引き続き必要に応じ帰国者や濃厚接種者の帰国者・接触者外来等への搬送に協力する。 ・県からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センターを設置する。 	総務課 健康対策課

3 - (6) 予防接種

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの接種 <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、関係市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・国、県と連携し、公的施設等接種会場を確保し、原則として、市内の居住するものを対象に集団的接種を行う。 	総務課 健康対策課

3 - (7) 市民生活の確保

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ流行時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時等の対応等についての支援体制を確保する。 ● 食料品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、備蓄のための食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ● 遺体に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業等に必要となる人員の確保ができるよう準備を行う。 	総務課 福祉課 長寿福祉課 くらしの相談課 広域事務局 消防本部・署

4 県内感染期
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む <p>◎国において緊急事態宣言がされた場合、緊急事態宣言がされた旨の発表を行う。 ⇒知事による「県内緊急事態宣言」の発表も検討。</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療体制の維持 2 健康被害を最小限に抑える 3 市民生活、及び経済活動への影響を最小限に抑える
<p><主な対策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の施設の閉鎖及び学校等の臨時休業 2 不要不急の外出、集会等の自粛要請 3 行政サービスの維持 4 電話相談体制の拡充 5 ワクチンの接種 6 支援を必要とする市民等への生活支援

4－（１）実施体制

具体的対策	担当
<p>● 対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議を開催し、全庁的な対策を一層強化するとともに、流行を抑制する対策を行う。 ・市対策本部長の決定に基づき、市の業務を業務継続体制に移行する。 ・市の業務継続計画に基づき、行政サービスを維持する。 	<p>総務課 健康対策課 各部局</p>

4－（２）情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集するとともに対策等に関する情報を収集する。 ・学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況を把握する。 ・関係部署からの情報を共有する。 	<p>総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 まるごと売る課 教育総務課</p>

4-(3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民に発信するとともに混乱防止を図る。 ・ 状況に応じて示される国・県の対処方針を市民、関係機関に周知する。 ● 学校等での対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況について、社会福祉施設並びに学校等において、園児・児童・生徒を通じて保護者等に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。また、臨時休業時の対応について周知する。 ● 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課

4-(4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防とまん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に感染予防策、拡大防止策を徹底するとともに、可能な限り外出を控えるよう要請する。 ● 集会等の自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の関連施設を閉鎖し、原則市が主催する行事等は中止または延期する。 ・ 大規模集会や興行等、不特定多数が集まる活動について、自粛協力を強く要請する。 ● 公共施設等の臨時休業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校、市立保育所については状況に応じて臨時休業を実施する。 ・ 私立幼稚園・保育園については状況に応じて臨時休業の実施を要請する。 ● 事業者等の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所及び社会福祉施設に対し、感染予防策・拡大防止策を要請する。 ・ 集客施設、宿泊施設等の営業自粛、企業活動の縮小等、拡大防止策への協力を要請する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課 まるごと売る課

4－（5）医療

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 患者への対応 ・ 県と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法も基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関においての新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを関係機関に周知する。 ● 在宅で療養する患者への支援 ・ 国や県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課

4－（6）予防接種

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの接種 ・ 県と連携し、関係市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・ 国、県と連携し、公的施設等接種会場を確保し、原則として、市内の居住するものを対象に集団的接種を行う。 	総務課 健康対策課

4－（7）市民生活の確保

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者等への支援 ・ 新型インフルエンザ流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障がい者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。 ● 水の安定供給 ・ 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 ● 省エネ等の協力依頼 ・ 社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して電気・ガス・水道、その他資源の使用の抑制及びごみの減量についての協力を要請する。 ● 遺体に対する適切な対応 ・ 火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は臨時遺体安置所を確保するとともに遺体の保存作業等に必要となる人員を確保する。 	総務課 福祉課 長寿福祉課 暮らしの相談課 水道課 広域事務局 消防本部・署

5 小康期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況 	
<目標> 1 市民生活及び経済活動の回復 2 流行再燃（第二波）への備え	
<主な対策> 1 市の施設の閉鎖の解除及び学校等の臨時休業の解除 2 外出の自粛等、社会活動の制限を終了 3 情報収集による第二波の早期探知 4 第一波対応の評価による各種対応の見直し	

5－（１）実施体制

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策本部 ・ 市対策本部の対応に関する評価、見直しを行う。 ・ 状況に応じて市対策本部を廃止する。 ・ 市の行政サービスを段階的に平常時の体制に戻す。 	総務課 健康対策課 各部局

5－（２）情報収集

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 発生情報の収集 ・ 流行の第二波に備え、WHO、国、県等から新型インフルエンザの発生情報を収集する。 ・ 引き続き、学校、幼稚園、保育所での欠席者等の状況、社会福祉施設での状況を把握する。 ・ 関係部署からの情報を共有する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課 各部局

5－（３）情報提供・共有

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への情報提供 ・ 市民に小康期に入ったことを周知するとともに、引き続き、流行の第二波に備え、情報提供と注意喚起を行う。 ・ 情報提供体制を評価し、見直しを行う。 ● 相談窓口の縮小 ・ 状況に応じ、相談窓口を縮小する。 	総務課 健康対策課

5－（4）予防・まん延防止

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防とまん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・流行の再燃に備えて、引き続き感染予防策、拡大防止策の徹底を図る。 ● 社会活動等の制限の解除 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等への外出の自粛等、社会活動の制限を終了する。 ・市の関連施設の閉鎖を解除する。 ・小中学校、市立保育所の臨時休業を解除する。 ・事業所等への活動自粛の制限を終了する。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課 教育総務課 まるごと売る課

5－（5）医療

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅で療養する患者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期に引き続き、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	総務課 健康対策課 福祉課 長寿福祉課

5－（6）予防接種

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの接種 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国、県と連携し、公的施設等接種会場を確保し、原則として、市内の居住するものを対象に集団的接種を行う。 	総務課 健康対策課

5－（7）市民生活の確保

具体的対策	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障がい者等への生活支援を縮小・終了する。 ● 遺体に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時遺体安置所は状況に応じて、順次閉鎖する。 	総務課 福祉課 長寿福祉課 くらしの相談課 広域事務局

(参考) 鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応

(1) 実施体制

- ① 市は、国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、県と連携し、情報の集約、共有を行い、必要に応じ、庁内関係部局や関係機関との会議を開催し、国及び県の各種通知の基づき対策を協議、実施する。

(2) 情報提供・共有

- ① 市内で鳥インフルエンザウイルスの人への感染や発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 在外邦人への情報提供

- ・鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は市内の各学校等を通じ、海外での家さん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。

② 人への鳥インフルエンザの感染対策

- ・県が実施する接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）に協力する。
- ・県が実施する鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）の自宅待機の依頼に対し、協力する。

③ 家さん等への防疫対策

- ・鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家さんでの発生を予防するため、以下の対策を実施する。
- 県が実施する、防疫指針に則した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）について協力する。

(4) 医療

① 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療について、県と協力し行う。
- ・感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、県が実施する入院その他の必要な措置について協力する。

【用語解説】

(あいうえお順)

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者、接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 緊急事態宣言

政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾病の全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと認められるときは、政府の基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

また、緊急事態措置の必要が無くなり次第、速やかに解除する。

公示する事項：新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

（期間：2年を越えない期間。ただし、1回限り、1年延長可）

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

（流行状況等を総合的に勘案し、決定）

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

新型インフルエンザ等緊急事態措置

- ① 出自肅要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ② 民に対する予防接種の実施
- ③ 医療提供体制の確保
- ③ 急物資の運送の要請・指示
- ④ 令で定める特定物資の売渡しの要請・指示
- ⑤ 葬・火葬の特例
- ⑥ 活関連物資等の価格の安定
- ⑦ 政上の申請期限の延長
- ⑧ 政府関係金融機関等による融資等

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニターゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。○ 個人防護具
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診療、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等発生時に、県が設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率

ここでは、人口10万人あたりの、流行期間中に新型インフルエンザ等になり患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

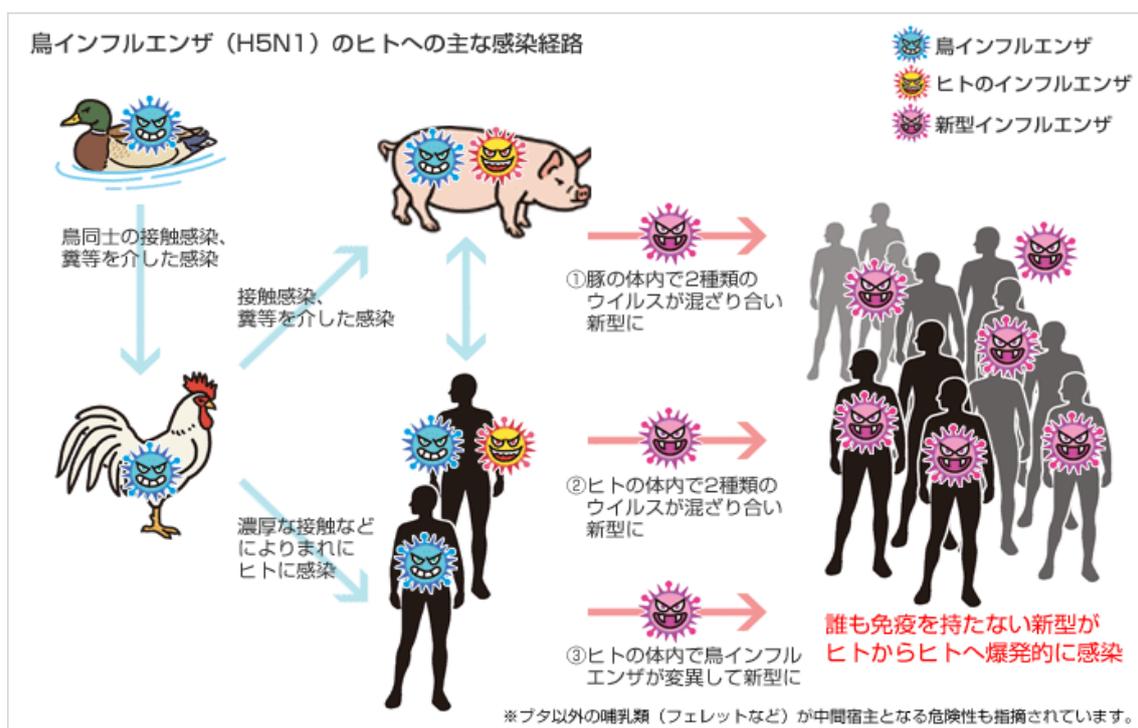
救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。



○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診療した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行中期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ フェーズ

WHO（世界保健機関）が定める感染の広がり度合いを示すもの。感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6の6段階に分類している。

	区分	説明
主に動物感染であって人の感染はまれ	フェーズ1	ヒト感染のリスクが低い（動物間での感染のみ）
	フェーズ2	ヒト感染のリスクはより高い（動物から人への感染）
	フェーズ3	ヒトからヒトへの感染は無いが、極めて限定されている
人から人への感染が確認されている	フェーズ4	小規模な人から人への感染の発生している
広範囲の人から人への感染（パンデミック）	フェーズ5	WHO加盟国の少なくとも2カ国で人から人への感染が発生している
	フェーズ6	世界的大流行が発生し、急速に感染が拡大する状態

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザ対策が発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

(参考) 住民接種の優先順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような考え方を踏まえ国において決定する。

- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者